

令和4年度第2回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年5月9日(月)

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案

議案第9号 買受適格証明願について(3条)

議案第10号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第12号 非農地交付申請について

議案第13号 農用地利用集積計画について

議案第14号 農用地利用配分計画案について

報告

報告第6号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第7号 現況証明願について

報告第8号 農地の転用のための届出の受理について

報告第9号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第10号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、4番 酒井 功二、5番 柴田 若江

6番 神谷 六雄、8番 鈴木 要、9番 近藤 健次、11番 保田 眞吉

12番 大竹 博久、14番 内藤 六市

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、25番 太田 政俊、30番 八田 導英

34番 早川 勝英、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)

3番 木俣 壽人、7番 酒井 誠一、10番 成田 恭淑、13番 加藤 健一

15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司、24番 浅岡 治徳、26番 川澄 秀世

27番 柴田 享、28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎、31番 市川 眞人

32番 加藤 春雄、33番 新實 文夫、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正

37番 舩 憲明

5 出席事務局職員等

農業委員会事務局 事務局次長 牧野 徳之
総務係係長 遠藤 研吾、主事 粟生 大樹
事務局 蜂須賀 通世、主査（再任用） 山内 増樹
農務課 主査 伊藤 輝

6 議事の内容

事務局：本日は羽根田会長が欠席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項および岡崎市農業委員会総会会議規則第5条によりまして、会長職務代理者であります石川委員に総会の司会進行をお願いいたします。

会長職務代理者：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は3番の木俣 壽人委員始め22名、出席は農業委員10名、推進委員6名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長職務代理者：それでは2番の河内 小枝子委員と5番の柴田 若江委員をお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第9号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（買受適格証明願について、議案書に沿って3件説明を行った。）

会長職務代理者：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

早川 委員：申請番号1、2、3番 調査日令和4年4月28日。現在農業をされている方が、規模を拡大するために申請がありました。現在の農地については、下三ツ木町内の株式会社ファームズが麦の作付けを行っています。確認した段階で、問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長職務代理者：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長職務代理者：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長職務代理者：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第10号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可申請について、議案書に沿って7件説明を行った。）

会長職務代理者：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

近藤（健） 委員：申請番号 14、15 番 調査年月日は令和4年4月29日。同じ土地であり、分筆して売買するわけですので、一括で報告します。申請地以外、周りに畑はありませんので、他の農地への被害はありません。14番については、駐車場にするということで、隣に息子の住宅がありますので、駐車場兼自宅への進入口として利用したいということです。15番については、申請地の隣に自分の本宅があり、道路の反対側には、自分の作業場がありますので、これを一体利用したいということで申請が出ております。調査員総合意見としては可といたします。

大竹 委員：申請番号 16 番 調査年月日は令和4年4月30日。承認申請者の氏名は別紙議案書記載のとおりです。本議案について、父親が造園業を営んでおられて、現在自宅の一部を事務所として利用しています。今後従業員を増やしたい中、現在の事務所が申請者と長男夫婦の自宅で、事務所自体が狭く、従業員のスペースがない状況であります。これを機に、個人所有と造園業の法人所有とを明確に分けたいということもございまして、事務所移設のために申請地を取得したいということです。なお、この地を選んだ理由としては、作業用の機械、業務上の車両、従業員の車両スペースを含めて、近隣で話し合い、交渉がまとまったということであります。申請地の状況について、地目は畑ですが、一部資材置場として使用されており、始末書が添付してあります。農地区分は第3種、最寄りの集落端からの距離は50m以内、貸借・地域農業への影響はなし、被害防除措置・用排水関係事項は適。よって、調査員総合意見としては可といたします。

小野 委員：申請番号 17 番 調査年月日は令和4年5月1日。本議案は、現在町内の公民館が神社の裏に建てられているが、老朽化のため、申請地に新しく公民館を建築したいということです。現地を調査し、隣の田で耕作されている方や総代と話をして、地域農業への影響や隣の田の排水関係等は問題ないと判断しました。また、田の土を入れ替えるということですが、問題となるような報告はありません。資金面では、寄付や岡崎市からの補助金で賄うそうです。その他、特に問題となる点はありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

早川 委員：申請番号 18 番 調査年月日は令和4年4月28日。本議案は、現在借家で生活しているが、子供の成長にともない手狭になってきたので、申請地に新たに家を建てたいという申請です。両親が隣の町内で生活をしており、周りの人の手助けが必要なため、すぐに駆け付けられるところに家を建てたいということです。今はほとんど耕作がされていない畑に家を建てるとということです。特に問題はないと判断し、可といたします。

山内 委員：申請番号 19 番 37番の拙委員が欠席のため、代わりに38番山内が発表

します。調査年月日は令和4年5月3日。本議案は、喫茶店を経営する申請者が、自転車やオートバイの客が増加したことから、駐車場が不足しているため、申請地を駐輪場へ転用したいという申請です。地域農業への影響がないことは、聞き取りにより確認済みです。その他問題となる点もありませんので、調査員総合意見としては可とするという報告を受けています。

山内 委員：申請番号 20 番 37 番の拙委員が欠席のため、代わりに 38 番山内が発表します。調査年月日は令和4年5月3日。本議案は、家族4人が2台分車を所有しているが、駐車スペースが不足しており、平成28年頃から申請地を駐車場として利用してきたため、是正したいというものです。申請地はすでに駐車場として利用されているため、始末書が添付されています。申請内容、及び現地での調査により、地域農業への影響はないと判断しております。その他問題となる点もありませんので、調査員総合意見としては可とするという報告を受けています。

会長職務代理者：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長職務代理者：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長職務代理者：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第11号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って1件説明を行った。)

会長職務代理者：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

神谷 委員：申請番号1番 調査年月日は令和4年4月29日。本議案は、農業を営んでいた被相続人が、昨年8月に亡くなられて、その後現在まで相続人が農地を相続し、農業を行っているということでもあります。先月の総会の第6号議案で、利用権による貸付を行っていくものでありますが、本人への聞き取りや申請地の確認をしたところ、申請内容に問題はなく、しっかり耕作されていることを確認しました。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長職務代理者：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長職務代理者：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長職務代理者：賛成多数と認め、証明するものいたします。次に議案第 12 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った。)

会長職務代理者：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

鈴木(要) 委員：申請番号 3 番。調査年月日は令和 4 年 5 月 6 日。現地で確認したところ、申請地について、人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況です。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長職務代理者：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長職務代理者：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長職務代理者：賛成多数と認め、非農地と認定し、通知するものいたします。次に議案第 13 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長職務代理者：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長職務代理者：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長職務代理者：賛成多数と認め、決定するものといたします。次に議案第 14 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長職務代理者：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長職務代理者：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長職務代理者：賛成多数と認め、決定するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	3 件
現況証明願について	6 件
農地の転用のための届出の受理について	5 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	22 件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について	2 件

会長職務代理者：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長職務代理者：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 9 時 58 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（2番）

岡崎市農業委員会委員（5番）